時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇年前金五十錢〇三箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月賦月拂刊
〇時事新報社ハ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

	一行五號活字廿四字詰	一行二字詰
一日限	一日	十三錢
一日以上六日迄	六日	十一錢
七日以上	七日	十錢五厘

本社（寄稿に付
東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を送し各新聞社は之を受けて紙面を飾るより各社同一の記事を掲ぐるのみと雖も時事新報は社員並に通信員の多きを以て斯類の社信社にさへ報道すれば本社にも其報道は通ずる事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

輸出稅廢止の利害

近來世間に輸出稅全廢の說を唱ふるものあり全廢とは諸種の輸出品に課する總ての稅を廢するの意味あらんかれども今日我輸出品中にて第一位を占むるものは生絲にして其稅額も多く隨て利害の關係する所大あるが故に先づ取敢へず生絲の一事に就て鄙見を陳べんに我衆は何れの點よりするも論者の說に感服せざるものあり第一外交の政略上より觀察するに現行の條約は我國權の爲め又國利の爲めに早晩改正せざる可らず此一義は何人も感を同ふする所にして種々の議論あれども扨實際の談と爲れば決して容易ならず抑も現行の條約は甚だ不完全のものかれども兎にも角にも年來の成行より今日の態を成したるものなれば其利害の關係は獨り我國の一方のみならずして彼の諸外國人に於ても同樣なるを得ず如何とかれば本來の道理は兎も角もとして多年既得の利益を失ふは人情の欲せざる所かれば若し左れば法權なり稅權なり我に得る所のもの大なるときは隨て彼に損する所も大ならざるを得ず此種の相談は今の人情世界に最も困難あるものにして斯る場合には我に於ても幾分か讓る所あるの覺悟なかる可らず即ち輸出稅の如きは今後の條約改正上に屈强の利器にして他日雙方讓合ひの場合に大に利用す可き所のものなるに今日格段の必要もなくして漫然これを廢し其利器を無にするが如きは得策と云ふ可らず或は外人は我輸出稅に對して利害を感ずるものに非ず現に今日に至るまで彼等が其廢止を云々せざるを見ても之を知る可しとの說もあれども我衆の所見は然らず例へば今の輸出稅を五分のものと假定して更に之を引上げて一割又は二割と爲すときもわらば如何ある可きやと云ふに彼等は必ず肯んせざるのみならん即ち高きを肯んせざるは身きを希ふものにして身きを希ふの情を推せば結局その全廢を望むに外ならず故に今日に當りて空しく此利器を廢するは經世家たる者の決して取らざる所あり次に生絲の輸出稅を廢する其結果は如何と云ふに生絲の稅率は百斤（即ち和斤にて一斤は百六十匁あり）に付き一分銀七十五個の定めにして之を紙幣にて算すれば百斤即ち十六貫目にて凡そ二十四圓餘の割合あり即ち稅を廢すれば我生絲の價は百斤に付き二十四圓餘を減ずるものにして其減じたる丈は我商賣人の利益と爲るが如くあれども實際に於ては必ずしも然らざるが如し凡そ商賣上に競爭の行はるゝは自然の勢にして生絲の商賣に於ても亦然るものあれば製絲家あり仲買あり問屋あり何れも競爭の爲めに利を專らにするのみと能はず且つ其利益の歸する所は繭を製造する養蠶家即ち桑田の持主に在りと云はざるを得ず其結果にして單に養蠶家の保護に止まるものとすれば國家經濟の點よりして桑田の租稅を免除し又は資本金の貸與を爲す等荷は其他にも保護の手段はある可し必ずしも輸出稅を廢するの手數に及ばざるみならん如何とかれは元來廢止論者の目的も此に存せざるものなればなり又生絲の價を減じたるが爲めに貿易上に如何なる影響ある可きやと云ふに我衆は毫も其利益を認めざるものあり元來生絲の輸出は價の如何に關せざるものにして現に毎年何萬斤の產出あるも忽ち海外に捌けて毫も販路に苦しまざるに非ずや今日の急務は絲の價を減ずるよりも寧ろ品質を精良にするに在りとは當業者の輿論にして苟も海外貿易の事情に通ずる者の異議あき所あり左れば輸出稅の廢止は我商人一般の利益と爲らざるのみならず其販路を擴ひるに就ても寸效あきものと知る可しして更に其廢止の結果を考ふるときは外國の機業家を利するとの同時に內國の機業家を損せしめ隨て年々增加しつゝある我絹物の輸出を妨げて遂には全く廢滅せしめざるを得ず今日輸出稅あるが爲めに彼の機業家は我生絲を買ふに百斤に付き二十四圓の餘計を拂ひ之に反して內國の機屋は二十四圓丈け安く買ふの姿にして百斤の價を六百圓とすれば百圓に付き四圓を生じ其差は恰も內國機業の保護と爲りて絹物輸出の發達を致したるものなり今最近の統計表に由りて其發達の有樣を見るに

絹物輸出原價（但ハンカチーフも算入す）

明治十九年	七八三、五七四、三〇 圓
同　二十年	一、四八一、〇〇四、五〇三
同二十一年	一、六九〇、〇二〇、〇四〇、〇四
同二十二年	二、九一三、六七九、〇八
同二十三年	三、八六七、〇五五、五九
同二十四年	四、〇二〇、〇〇三、一九

（二十四年は一月より十月まで十箇月間の勘定あり）

にして漸次增加の勢を呈し本年の如きは十箇月間に四百萬圓の輸出ありて今後大に望を屬す可きかれども若しも生絲の輸出稅を廢して間接の保護を止むるときは我絹物は忽ち海外機業家の爲めに壓倒されて輸出の道全く絕ゆるは勿論、殊に輸出品中にてもハンカチーフの如き其額中々少なからず而して其織種は彼のマッチの箱の製造と均しく婦女子の手內職に最も適當の仕事にして之が爲めに露命を繫ぐ所の細民も夥しき事あれば若しも一旦輸出の道絕ゆるときは是等無數の細民は忽ち業を失ふて路頭に迷はざるを得ず憐む可きの至りならずや之を要するに輸出稅の廢止は我商人に毫も利する所あき其上に後來望ある絹物製造の發達を害するものにして何れの點より見るも我衆の贊成するみと能はざる所なり以上は全く生絲に就て立論したるのみ製茶海產物其他の輸出稅に關しては自から說あれども之を他日に讓る

ドーと云ひ其力飽迄强く中に最も觀客の目を驚かすは技に示す如く大なる馬を何の苦もなく頭上高く差上ぐる藝にして其の他ばば左右の手に各々重量五十六封度（六貫七百二十目）のダムベルスを握りたるまゝ筋斗をなす藝及び左右の手足を以て身體を支へ其胸上に大洋琴を置き樂人四名を其上に載せて數分間も奏樂せしむる等の藝ありと云ふ

○世界一周の旅行日數　橫濱よりヴァンクーヴァーに達する郵便船の航海日數は近來頗る短縮せるを以て今若し郵便物と共に行く時は僅々四十三日にして全く地球を一周するを得べし即ち橫濱よりヴァンクーヴァー迄十日、此距離四千三百三十四哩、ヴァンクーヴァーより紐育迄四日、此距離三千百八十三哩、紐育より倫敦迄六日、此距離三千零五十哩倫敦よりブリンデッシュ迄二日、此距離千四百五十哩、ブリンデッシュよりポルト　サイド迄二日半、ポルト　サイドより亞丁迄三日半、亞丁よりコロムボ迄五日、コロムボより新嘉坡迄三日、新嘉坡より香港迄三日、香港より橫濱迄四日とす而してブリンデッシュより橫濱迄の距離なるを以て世界一周の里數は總計

官報

○司法省告示第百十六號
秋田地方裁判所管內本庄區裁判所矢嶋出張所大館區裁判所水無出張所大曲區裁判所角館出張所ノ備置分ノ內開廷セス
明治二十四年十二月十一日
司法大臣子爵田中不二麿

雜報

○麹町區公民會衛生部　にては今十二日午後六時より麹町小學校に於て演說會を開くよし

○再度の要求ありとの噂　一昨夕內閣より衆議院に宛て一封の書面到達し之が爲め書記官は一時大臣の邸を訪ふあとの暫きありしやに聞くが右は今回議院に要求せし靈廟の臨時追加案を議するに就き彼の勅令二百五號の臨時支出案に密切の關係あるを以て追加案と同時に勅令の方も合せて至急議決ありたしとの請求書ありとも云ひ又は臨時追加案は至急を要するものゆへ議院法第二十八條の但し書を適用し委員の審査を經ずして直ちに議決せられたしとの要求書ありとも聞けど果して何等の要求ありしや詳ならざるも兎に角之に類似の事ありしは慥かあるが如しと云へり

○井上氏の質問書　井上角五郎氏は一昨日議會に於て富山縣の水害扶助金の件に付き內閣に對し質問書を提出せしに就ては內閣にても多少の議論を生じたるやに聞く

○世に珍らしき力持　壽永の昔、源平一の谷の戰に源氏の驍將畠山次郎重忠が愛馬を脊負ひながら鵯越の峻坂を下りたりとは遠き昔の話あれば信を置くには足らねども此頃重忠の再生とも云ふべき希世の腕力家、花の都の倫敦に現はれて種々の力藝（ちからわざ）を演じ大喝采を博し居るよし力士の名はサンタ　ルーカスと云ふ

○井上角五郎氏は一昨日議會に於て富山縣の水害扶助金の件に付き內閣に對し質問書を提出せしに就ては內閣にても多少の議論を生じたるやに聞く

○世に珍らしき力持　壽永の昔、源平一の谷の戰に源氏の驍將畠山次郎重忠が愛馬を脊負ひながら鵯越の峻坂を下りたりとは遠き昔の話あれば信を置くには足らねども此頃重忠の再生とも云ふべき希世の腕力家、花の都の倫敦に現はれて種々の力藝（ちからわざ）を演じ大喝采を博し居るよし力士の名はサンタ　ルーカスと云ふ

○ユッケルの好景況　ユッケルの傾きあるが近來は我邦のユッケルの傾きあるが近來は我邦のユッケルの傾きあるが近來は我邦の